

調書(決定)

事件の表示 令和2年(行ツ)第48号

決定日 令和2年3月24日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 広島高等裁判所令和元年(行コ)第15号(令和元年11月22日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和2年3月24日

最高裁判所第三小法廷

当事者目録

上告人 X労働組合

被上告人 広島県

同代表者 広島県労働委員会

同参加人 Z株式会社